

Title	<共(コモンズ)>の私有化と抵抗：渋谷におけるジェントリフィケーション過程と野宿者運動
Author	木村, 正人
Citation	空間・社会・地理思想. 22 巻, p.139-156.
Issue Date	2019
ISSN	1342-3282
Type	Departmental Bulletin Paper
Textversion	Publisher
Publisher	大阪府立大学大学院人間社会システム科学研究科
Description	
DOI	10.24544/ocu.20190401-006

Placed on: Osaka City University

Osaka Metropolitan University

コモンズ 〈共〉の私有化と抵抗

——渋谷におけるジェントリフィケーション過程と野宿者運動——

木村 正人 *

Masato KIMURA

Privatization and Protest of Commons:

On the Gentrification and Homeless Movement in Shibuya

概要：本稿では、東京都渋谷区において現在進行している大規模再開発、ジェントリフィケーション過程について、公共領域の私有化による縮小と野宿者による抵抗運動に焦点を当てて考察する。その際、渋谷区が進める新宮下公園整備事業とその上位計画の沿革を概観するとともに、2000 年代前半、宮下公園に集住していた野宿者による自治活動の取り組みを筆者自身の活動経験にもとづいて回顧し、路上共同体による生きる抵抗の試みとして描く。抵抗は行政への要求運動に限られず、むしろ共に食べ、働き、寝る、共同生活の営みとしてあった。ほかに行き場を失った者たちが、寄り添いあって生きることがなぜ抵抗になるのか。それは大都市公共地の階級的転換が、集合的な生を孤立化し、規格に収まらない生を「法外な」者として拒絶する企てであるからにほかならない。公園が施設管理されることによって、公園利用者は不法侵入者・不退去者に転化し、また公共地の私有化は、路上に体を横たえるなけなしの余地をも避難者から収奪する。渋谷の現況が指し示しているのは、改正された都市公園法に基づく公園単体の改造の問題ではなく、新自由主義グローバリズムと「所有者責任社会」の理念によって牽引された大都市再開発のひとつの理想化されたモデルなのである。

キーワード：共有財と外部性、所有者責任社会、ホームレスネスの犯罪化、プレカリアート

1. はじめに

2019年1月現在、渋谷駅から原宿へと歩を向けた歩行者は、明治通り沿い約200メートルにわたって続く長大な工事現場への視界を遮る背の高い鋼板と、その白壁のキャンバスの上に描かれた無邪気なイラストアートに目を奪われるだろう（図1）。駅周辺にはほかにも、官民連携の「渋谷駅前エリアマネジメント協議会」¹⁾主催の「SHIBUYA+FUN PROJECT」によって公募されたデザイン画やポスター、企業広告が彩る工事用仮囲いが数多く存在する（図2）。これらはいずれも、この地域で粛々と進められる巨大なジェントリフィケーション過程による階級的剥奪と転換を表徴するアイコンである。

路上の公共域を注意深く眺めると、渋谷にはこの種の奇怪な「アート」やその他利便設備が、空間の隙間を埋めるように数多く存在する。歩行協の駐輪場、ホールに飾られた風船、植え込みに置かれた誰も座れないベンチ、商業施設へと通行者を誘導する歩行路脇の巨大な飾り、高架下スペース等に無数に張り付けられた石礫、光の射さないガード下に設置された植栽プランター（図3）。

また災害による帰宅困難者を一時退避場所へと導

くための矢印を画像化したという「渋谷アロー・プロジェクト」。しかしそれは実際には、それはすでに災禍から狭いガード下の隙間へと逃れてきた者たちの滞留を拒むためのアンチ・ホームレススパイクとして機能している。

これら一見無邪気な構造物はいずれも、帰るべき場所を失った者たちが留まりうる都市の余地を消し去る、よこしまな意図の痕跡である。その意図は巧妙に隠されている。街を美化し、利便性を高めようという別の意図によって。スポーツや健康を応援し、被災者に寄り添い、また地域住民や商店主との協働によって地域を活性化しようという名目によって、陰惨で暴力的な意図が隠蔽されている。

本稿は、1996年から渋谷で野宿者の権利擁護に取り組んできた筆者が、自らの支援活動とフィールドワークの経験とに依拠して、当地における都市再開発の現況と意味、それによって失われた野宿生活者の共同体と自助活動について記述し、考察するものである。所属団体の活動履歴にも触れるが、見解はすべて私個人によるものであることをお断りしておく。

* 高千穂大学人間科学部



図 1. 宮下公園仮囲い
(2018 年 3 月著者撮影)

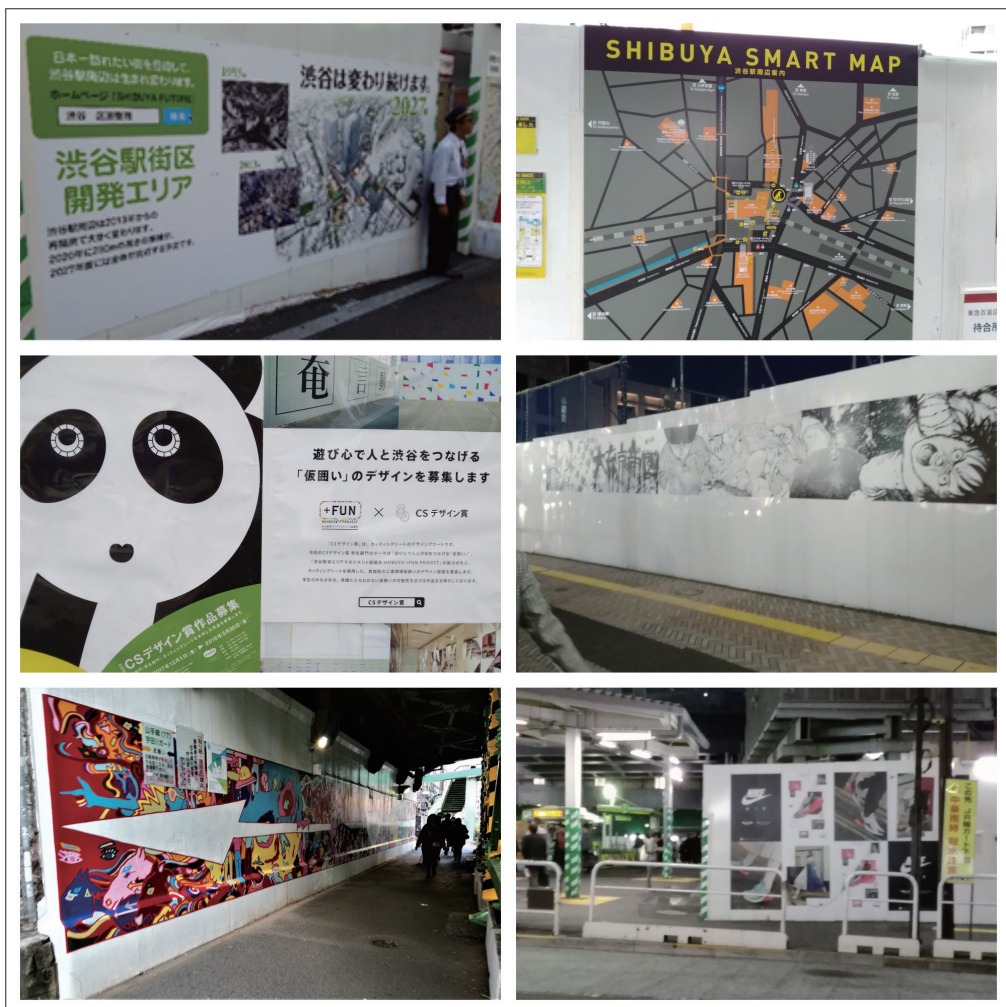


図 2. 駅周辺の壁面アート
(著者撮影)



図3. 駅周辺の構造物（著者撮影）

2. 新宮下公園整備事業と野宿者排除²⁾

宮下公園の光景が冒頭に述べたような遮蔽壁の設置によって一変したのは、2017年3月27日のことであった。前日まで存在しなかった高さ3メートルの白い工事用鋼板が、沿道から公園への視界を長く遮り、歩行者を威圧するようにそびえている。当日の朝、区内の路上で野宿していた仲間から連絡を受けて現場へと駆けつけた私は、すでに数十人の警察官、警備員が明治通りに面した公園の出入りを隙間なく塞いでいるのを目にした。前夜から園内2階部分に寝泊まりをしていた野宿者は9名いたが、一部は自主退去、冷たい雨のなか、園内にはまだ5名が取り残されており、私は公園外部から、彼らの安否を確認し、水飲み場やトイレの使用を許可するよう工事責任者に求めた。救援のために公園入口の階段(供用停止の対象外区域)に立ち入った別の支援者は、警官らに取り囲まれ、見動きがとれない状態だった。

事の経緯と公園利用者の安否について工事責任者である区公園課長に問い合わせると、今回の公園の供用停止について利用者および住民への事前告知は

しておらず、「工事の準備をする工事」を急遽行うため公園は閉鎖する旨を当日朝8時30分に掲示したとの回答であった。さらに報道関係者から伝え聞いた話では、事前告知を行うと、「支援者の抗議でもめるので…（敢えて抜き打ちで封鎖した）」と、区職員から居直りともとれる発言があったという³⁾。

区側は行政代執行などの手続きは避けたいうえ、公園利用者にはあくまでも「自主退去」を促すという姿勢であった。雨を避けて体を休めることのできる代替地の確保と区長への面会を要求して園内にとどまる野宿生活者と公園課とのあいだの交渉は平行線をたどり、みぞれまじりの雨が降るなか深夜1時過ぎにまで及んだ。結局宮下公園から徒歩数分、区役所仮庁舎前スペースへの寝泊まりを公園課長が確約し、当事者たちが移動するに至った。

冒頭に述べた仮囲いのイラストは、その後4月に美大生ボランティアらを動員して設けられた。壁は、ひとつには誰でも入れた公園を商業施設と高層ホテルの建設によって事実上廃棄しようという工事の全貌を物理的に覆い隠すことによって、またひとつにはそうした不穏当な事実を、それとはまるで不釣り合いな柔和な筆致の「アート」によって糊塗し中和す

ることを通じて、通行人の目を二重に現実から背けさせている。

渋谷区による今回の突然の公園封鎖は、「新宮下公園等再整備事業」の準備工事を名目としていた。区は公園内にホテルおよび商業施設を含むビルを建設し、五輪直前の2019年度内に開業することを目指して、すでに事業者三井不動産を選出していた⁴⁾。当初公園敷地内に17階建て高層ホテルを建設する計画が検討されたが、公園上部への施設建設は都市公園法違反の疑いが濃厚であり撤回、その後公園面積の8%にあたる北側部分にホテル部分を縮小、その土地を公園区域から削除する提案とあわせて区議会に再提出し、可決した経緯がある(2015年12月)。公園全面に商業ビルが建ったら公園はどうなるのか。区は、建物の3階屋上を緑のルーフがついたオープンスペースとして開放し、カフェ、フットサル、バスケットコート等を併設する予定だという。

都市公園の全域に私企業の営利施設を建てるという渋谷区の奇策は、改正都市公園法(2004年施行)の「立体都市公園制度」にその着想を得ている。これは主として公園地下空間の民間駐車場利用を念頭に、公園の下部空間には都市公園法の規制が及ばないとすることで、市街地活用の制約を緩和する趣旨の制度である。屋上型の立体都市公園についても定めがあるとはいえ、階上へのアクセス確保、地図上の表示、公開時間などに困難が生じるため、既存の都市

公園への適用は原則地下利用のみ、また開発許可によって要請される公園への新規設置も認めない、とその適用が制限されていて(国土交通省「都市公園法運用指針」、全国でもまだ前例がほとんどない。

都市公園とは、そもそも市街地における緑地空間および災害時避難地の確保等を主眼として各分類別基準に見合う整備が自治体に義務づけられている。渋谷区は今回の整備計画の目的として、耐震強度の確保や地域の賑わいの創出を掲げているが、ホテル・デパートの新規建設によって耐震性確保と企業収益が見込まれる一方で、宮下公園は、災害時避難地、恒常的な緑地空間としての機能を大幅に制約されることになる⁵⁾。都心主要駅に隣接し、幹線通り沿いにある宮下公園の解体は、公共空間が安易な再開発、市場化によってその公共性を奪われる由々しき実例であり、公園での野宿生活を余儀なくされた困窮者にとってのみならず、広くその是非を問われるべき問題だといえる。

野宿者に対する渋谷区のような拙劣な措置は、今回が初めてのことはない(表1)。渋谷区内で野宿生活を余儀なくされた当事者への支援活動を始めた1990年代後半以来、私たちは公園での炊き出し、夏祭りや年末閉庁期間の集団野営、医療生活相談、自主清掃等をめぐって私たちは都度区側と交渉を行ってきた。

2009年に、渋谷区がナイキジャパンに公園のネー

表1. 渋谷区における野宿者排除(一部)関連年表

1995年	246ガード下に駐輪場設置
1995年8月	246ガード下駐輪場で、「浮浪者ゴミ除去」(建設省)
1997年11月	管団地下鉄による炊き出し締め出しと「環境浄化」(渋谷署警備課長)
1997年12月	東京都立児童会館前に「ミニ四駆コーナー」フェンス設置と退去命令
1998年11月	児童会館12月休憩所増設工事に伴うフェンス設置工事
2000年5月	南平台地下道ほかで荷物の強制撤去と警察官による追出し(段ボール蹴り「出ていけ」)
2001年11月	代々木公園植栽整備工事に伴い、野宿者40名に立ち退き勧告。翌2月園内代替地に自主移転
2002年9月～03年2月	代々木公園植栽・耐震工事に伴う80名に立ち退き勧告、五回の交渉を経て園内自主移転
2002年12月	都区が野宿者越冬対策を廃止。自立支援(就労)対策に一元化
2003年4月	区役所地下駐車場に、野宿者追い出しのための突起物設置
2004年7月	美竹公園ジョーダンコート寄贈式
2005年	第一次地域生活移行支援事業(代々木公園)
2006年	第二次地域生活移行支援事業(宮下公園)
2007年12月2日	東急「しぶちか」副都心線開通および「テロ対策」のための野宿者追出し
2009年8月	ナイキ・ジャパン宮下公園ネーミングライツ協定締結
2009年9月20日	区役所地下駐車場入り口に施錠シャッター設置
2010年9月15日	宮下公園閉鎖。24日行政代執行。テント・荷物の除却とともに、公園内に野宿していた4名が区役所職員およびガードマンに担ぎ上げられ退去。小澤明彦公園課長(当時)「あなたがたの荷物はゴミだと思っている」。のち訴訟、区側敗訴
2011年4月30日	宮下公園リニューアルオープン(「宮下公園NIKEパーク」への名称変更は見送り)
2012年6月11日	美竹公園、区役所地下駐車場、区役所前公衆トイレ3箇所一斉封鎖
2012年7月30日	美竹公園で行政代執行
2013年12月29日	宮下公園、年末年始閉庁期間の集団野営テントに退去命令
2014年11月12日	「公園は炊き出しの場所ではない」桑原敏武区長(当時)発言
2014年12月26日	宮下公園、美竹公園を含む三公園施錠封鎖(翌年1月3日まで)
2016年4月16日	明治公園で新国立競技場工事着工に伴う行政代執行
2017年3月27日	宮下公園、供用停止と封鎖

ミングライツを年額1700万円で権利付与し、園内にフットサルコート、スケートボード場、ボルダリング設備等をナイキ社負担で新設したが³⁶⁾、その際に起きた強制排除の様子は国内外で広く報道された。園内に当時生活していた数十人の野宿者に対し、区は退去を命じ、移転先の不備やナイキ化計画そのものに反対して移動を拒否した当事者については、警備員、警察を導入して文字通り力づくで排除したのだった。これについては、公園再整備にあたって受注先をナイキ社に決定したプロセスに問題があること（一般競争入札および議会承認を経ておらず地方自治法違反）や直接強制の違法性等が後に裁判で認められ（2015年9月17日東京高裁判決）、強制排除された野宿者に対する11万円の賠償命令が出された。

より最近では、2013年の年末の閉庁期間に行った集団野営と共同炊事の取り組みを、区が警察力をもって排除、2014年には宮下公園を含む周辺3公園を封鎖し、当時の桑原区長が「公園は炊き出しする場所ではない」と発言するなど、災害緊急時に果たす都市公園の役割を否定するような出来事があった。その桑原前区長の懐刀として、駅周辺公園への一連のスポーツ施設誘致を主導してきた長谷部健氏が、多文化共生とダイバーシティを合言葉に新区長に就任したのは記憶に新しいところだろう。

新宮下公園整備事業を現在指揮するその長谷部氏はかつて、代々木公園の野宿者たちが公園清掃の公的就労を要求していた2003年、その傍らで清掃ボランティアのNPOグリーンバードを組織してみせたやり手の広告マンであり、区議当選後は、野宿者が住んでいた美竹公園にナイキ協賛のジョーダンコート（ストリートバスケット場）を誘致した「実績」もある。前出の公園ナイキ化を桑原区政下で主導した後、2015年区長選を期して刷新された彼の個人HPには、終電後静寂を取り戻すはずのハチ公前広場に位置する、地下鉄駅構内入口階段部分に、終夜利用可能なコンサートステージを作るという悪辣な構想まで掲げられていた。選挙戦の渦中ほどなくして削除されたが、終電後シャッターの降ろされた階段部分には、大きな庇があり、常時数十名の野宿者が夜露をしのぐために利用していたことを知る有権者は決して多くはなかっただろう。

こうして野宿者排除が行われてきた契機は、時々によって異なるものの、背景には、2000年代初頭に端を発する駅周辺大規模再開発を通じた「都市再生」の企図がある。その概要を巨視的に理解することが、この地におけるジェントリフィケーションの動向と特性を理解するためには肝要である。

3. 中心地区基盤整備計画と五輪、アジア・ゲートウェイ構想

渋谷は、歴史的には街道沿いの宿場町、また花街として、また明治期に鉄道が開通して以降は、交通の要所として発展を遂げた地である。また北部に位置する代々木地域には、明治神宮（代々木御料地）と代々木公園がある。54ヘクタールある広大なこの都立公園は、元は帝国陸軍の練兵場だった敷地であり、敗戦後占領下の時代には駐留軍が兵舎および宿舍（ワシントンハイツ）を設置、のち東京五輪選手村として活用されたあと取り壊された跡地に造成された。戦争災害、神事、また五輪とを通じて残された都市の空白地帯である。

こうしてみると、この地域は労働者の典型的な居留地、あるいは貧困層の集住地帯ないし寄せ場というわけではなかった。典型的なジェントリフィケーションが、インナーシティに存在する下層労働者の居住地を再開発によって収奪し、ニューミドルの流入を招いて、階級的に転換していく過程を指すとすれば、この地域で起きている都市の大規模再編はどのように理解されるべきだろうか。

以下では、この都市の再編過程が、第一に、グローバルな経済環境の中で五輪誘致という祝祭・有事を契機として企図された開発であること（第3節）、第二に、それが公的福祉の不在を通じてもたらされた野宿者コミュニティの解体と共同性の剥奪を伴ったこと（第4節）、第三に、それが誰にでも開放されていた公共地を私有によって囲いこむ（enclosure）と同時に、潜在的消費者として望めない困窮者層を閉め出す（exclosure）過程であり、それによって自然環境や公共地といった外部性が収奪され、市場化されること（第5節）を順に論じる。最後に、それらと対峙する野宿者共同体の生活と居場所づくりの試みがいかなる意味でそれらに対する抵抗としてありうるのかを結論として示す（第6節）。

宮下公園へのホテル・商業施設建設を計画する新事業の着想に、桑原敏武渋谷区長（当時）が初めて言及したのは、2020年五輪の東京開催が決まった9月7日から間もない、2013年11月26日定例議会でのことであった。区長はこの「宮下公園及び駐車場の整備」事業が「2020年東京オリンピック・パラリンピック開催を視野に入れた取り組み」であり、かつ2013年6月に都市計画決定した「渋谷駅周辺のまちづくり」（渋谷ヒカリエに続く、渋谷駅街区、道玄坂一丁目駅前地区、渋谷駅南街区、渋谷駅桜丘口地区の開発）の一環として位置づけられることを、その発言にお

2 渋谷駅中心地区の概要

(1) 渋谷駅周辺開発動向



図4 渋谷駅中心地区基盤整備都市計画の概要

(渋谷区 2015 : 4-5)

いて明確にしている。同時に、それが、「渋谷駅中心地区まちづくり指針2010」に示された、「緑と水」の景観形成や老朽化のための改修、「世界から迎えるお客様を、おもてなしの心はもちろん清潔で美しいまちで迎えたい」との思いで開始された美化運動」を強化するものであるとも表現している。

区長が言及した13年6月決定の「渋谷駅中心地区基盤整備」都市計画とは、渋谷区がすでに2000年3月に20年後の将来像を想定して策定していた「都市計画マスタープラン2000」⁷⁾、また2001年の「渋谷駅周辺整備ガイドプラン21」によってその基本方針が定められたものである。この計画はさらに2005年、国による都市再生緊急整備地域の指定を受けて、鉄道・不動産事業者との官民パートナーシップによる開発事業へと具体化されていった。都市再生緊急整備とは、小泉政権下で成立した都市再生特別措置法(2002年制定)を根拠法とし、種々の規制緩和、債務保証、補助金付与などを通じて、民間ディベロッパー等による「都市再生」を政府主導において牽引していく新たなスキームであり、渋谷区はこの指定を受けて、基盤整備事業を加速させていくことになる。

その後2007年に策定された「渋谷駅中心地区まちづくりガイドライン2007」において、区は、東京都

が2016年五輪の招致実現を企図して作成した都市戦略「10年後の東京」(2006)と、第1次安倍内閣が打ち出していた「アジア・ゲートウェイ構想」とを参照して、グローバル経済・ビジネスに後押しされた「都市再生」と「総合的都市力の向上」を高らかに謳っている。2011年には東京都が構造改革特別区域に指定され、渋谷区中心地区は外国企業誘致プロジェクト「アジアヘッドクォーター特区」に指定される。それによれば、渋谷駅周辺地域は、「東京の国際競争力を向上させ、更なる成長へと導くため、アジア地域の業務統括拠点や研究開発拠点のより一層の集積を目指し、特区内への外国企業誘致を推進」(東京都政策企画局2011)するための拠点として、目下の再開発を行っているのである。

図4は、2015年6月発行の「渋谷駅中心地区基盤整備都市計画の概要」に掲載された、再開発の具体的な見取り図である。すでに2012年に開業済みであった「渋谷ヒカリエ」(図中①)を皮切りに、②渋谷駅南街区(渋谷スクランブルスクエア2027年度開業予定)、③道玄坂一丁目駅前地区(渋谷フクラス2019年秋竣工)、④渋谷駅南街区(渋谷ストリーム2018年9月開業)、⑤渋谷駅桜丘口地区(2023年度竣工)と特区内における大規模高層建築の相次ぐ竣工が予定さ

れている。

2013年の五輪招致決定を受け、ネーミングライツ協定の中途解除をも強行して提案された新宮下整備事業はこの概要には含められておらず、上記五地区の計画に比して明らかに拙速に付け加えられた感が否めない。しかし宮下公園での2017年の出来事は、五輪開催のみならず、グローバル市場を見据えたこうした一連の国家規模の経済戦略のうちに位置づけて理解されなければならない。

4. 失われた共同体

野宿者の孤立とニーズの集合化

さて、翻って今度は、宮下公園を中心に渋谷地域で野宿者たちが行ってきた取り組みに目を転じることしよう。1996年に私が渋谷地域での野宿者支援活動に携わるようになったころ、渋谷の北隣、西新宿の地下広場には野宿者たちの段ボールハウスが約300軒立ち並ぶ「段ボール村」を形成しており、当事者たちによる寄合い、共同炊事、夜回り活動が行われていた。1996年1月24日、「動く歩道」建設工事を名目に排除された野宿者たちが、再び地下広場「インフォメ前」に集まって住み、大規模なコミュニティができていた。

そこから3キロほど離れた渋谷の駅周辺地域の野宿者たちは、それとは対照的に、夜間の軒先などにまばらに点在して住み、互いに孤立した状態にあった（テント定住層が1997年12月時点ですでに70名程存在した代々木公園を除く）。宮下公園一階部分、またその近隣の美竹公園には、それぞれ数人古参の野宿者が定住型テントをもっており、いずれも当時すでに三年以上、その場に暮らしていたが、互いの連絡は限定的であった。段ボールハウスは、日中折りたたんで移動することができる反面、雨露を防ぐには、その外部により堅固な屋根や壁が必要であり、そのようなスペースは渋谷では、駅舎、区役所（二階テラスと地下駐車場）、商業店舗が閉店時間後シャッターを下ろした軒先のスペースなどに限られていた。そうした繁華街の隙間に深夜「ロケット」型の簡易な段ボールハウスを作って寝る人たちの間には、およそ親密なコミュニケーションなど交わされようもなかったのだろう。聞けば互いに顔を合わせることくらいはあるが、挨拶も言葉も交わしたことがないという人たちが多かったように思う。また西新宿の地下広場や中央公園の段ボール村で経験した



図5. 渋谷駅構内での寄合の様子
(いのけん「冬の通信」第1号1997.12.6)

「仲間」どうしの面倒な人間関係を敬遠して、敢えて渋谷へと流れてくる当事者たちにもしばしば出会った。

私たちの支援活動は当初、それらの人たちの寝場所を隔週土曜日に訪ね歩いて、弁当とお茶、薬などを配ってまわることから始められた⁸⁾。夜回りには、新宿の段ボールハウスに居住する野宿の仲間がいつも2～4名手伝いに来てくれていたが、初めて事務所で飯炊きから参加してくれた渋谷の当事者2名は彼らとは違い、いずれも定住できるテントや小屋をもっていなかった。一人はある日「渋谷を離れることになった」と、マンホールの中に隠してあった5合炊きの炊飯ジャーを「母の形見」といって当時学生だった私にくれた。野宿状態で電気が使えなかったこともあろうが、平生の居場所には、いつか再起を志して保管していたであろう母親の形見を置くスペースもなかったのである。

このように渋谷地域（とりわけ駅周辺地域）は90年代半ばまで、先行して野宿者の集住が進んでいた新宿に比して、孤立し絶えず移動して暮らすことを強いられる場であった。そのような環境にあって、当事者ニーズを集合化するために、私たちが始めたのが公共地での寄合いと共同炊事活動であった。当初隔週で行っていた弁当の個別配布をやめ、1995年7月に初めて宮下公園で、また1996年に入ってからには雨天時と越冬期（11～5月）には、営団地下鉄が管理する地下鉄駅構内の一カ所にブルーシートを敷き、事前に用意したパック飯を集まって食べることにした（図5）。毎回来50合50～80食ほど用意していた炊き込みご飯の弁当が足らなくなることもあった。

その一年後、1997年11月22日、営団地下鉄職員に「利用客からの苦情」「環境浄化」を理由に警察・機

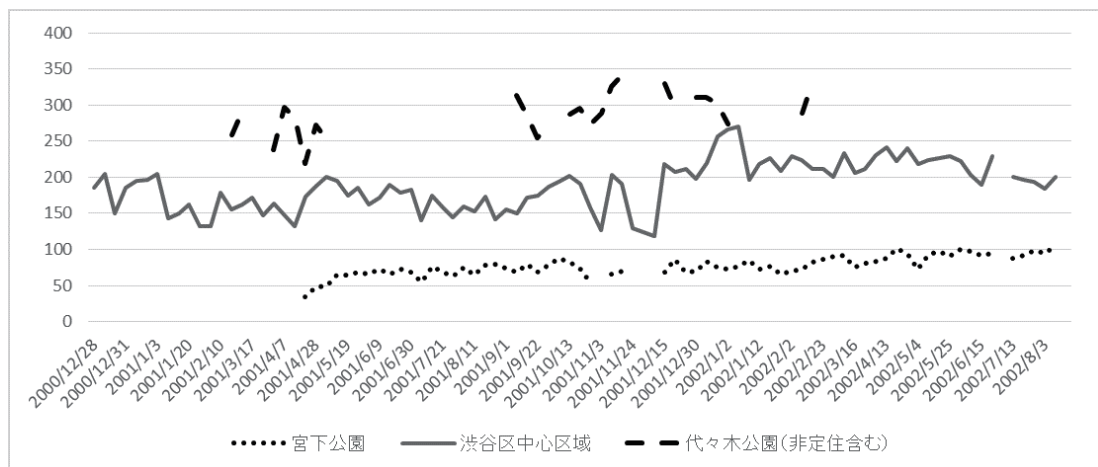


図 6. 渋谷区内野宿者概数の推移
(2000 年 12 月～2002 年 8 月のじれん調べ)

動隊を呼ばれ、やむをえず公園に移動。機動隊の輸送バスが三四台控える宮益坂交差点前の路上で、駅職員、警察、そしてファストフード店からなんだなんだと顔を出す野次馬と通行人に向かって、「野宿の問題は命の問題だ。追い出したって解決しない。ただもっと見えない別の場所で死ぬだけだ。公園で炊き出しをやるから来てほしい」とメガフォンで呼びかけたところ、関心をもった若い連中が駆けつけてきてくれ、一緒に夜回りしたことを覚えている。その夏試行的に始めていた公園での煮炊きを、こうして冬期間も余儀なくされた結果、以後は宮下公園で毎週当事者とともに共同で炊事を行うようになった。

当時は依然として野宿者による生活保護申請が行政窓口で不当に拒否されており（いわゆる「水際作戦」）、福祉の無策と空前の失業（バブル崩壊後1992年に増加に転じた完全失業率は2002年に最高値の5.4%を記録）に後押しされて、野宿者の数はあれよあれよと言う間に増加していった。

宮下公園での共同炊事と寄合の参加者は1996年冬頃までは20～40名程度、また区中心区域での夜回りで出会う野宿者の数は20～30名であったが、その年の9月頃から80～100名規模へと急増していった（このほか、代々木公園には1997年9月24日昼間の目視・声掛けによる調査で76名、11月26日106名——「いのけん通信」16～18）。当時夜回りは、20時半頃に宮下公園を出発し、駅周辺と区役所方面と二手に分かれ、2～3時間ほどかけて行っていたが、日雇仕事や移動を終え、繁華街が落ち着き出す深夜

23時過ぎに軒先等のスペースに「帰宅」する人もかなりいた。そこで1998年11月21日、深夜終電後に調査のためのパトロールを行った際には、駅周辺だけで158名に出会っている（のじれん1999『ピカピカのう』4: 19）。2000年に至っては夜回り時間帯に出会う渋谷区中心区域（渋谷駅周辺、南平台、区役所周辺、宮下公園、美竹公園・都立児童館、表参道・青山地域）の居住者数が200名、代々木公園内居住者は300名を超えるようになっていた（図6）。

私たちは活動当初から「あげる、もらう」の一方的な奉仕の関係になることを忌避して、共同炊事、夜回りのほか福祉行動（生活保護申請等の付き添い）や施設入所者との面会、労働争議案件でも、常に野宿当事者を巻き込んで行い、効率性ではなく共同性を重視した活動を行ってきた。「仲間の飯は仲間で作る」。「仲間の命は仲間で守る」が合言葉だった。そもそも大鍋での煮炊き、野菜の切り込み、包丁研ぎ、小屋がけ、テントの設置解体、大工仕事、電気関係、何をとっても経験者が多い野宿の先輩に私たちはいつも教えられていた。エンパワーメントとか支援とかおこがましいことを言う前に、彼らはすでに力と技能をもっており、私たちはそれを引き出す場と資源を用意するだけでよかった。

1998年、東京都福祉局との交渉で都立児童会館の広い軒先スペースでの集団野営を黙認させてからは、当事者団体（渋谷・野宿者の生活と居住権をかちとる自由連合（のじれん）——当時、のち名称変更）へと改組し、炊事・野営と自主管理、自助の取り組みを進めていった。

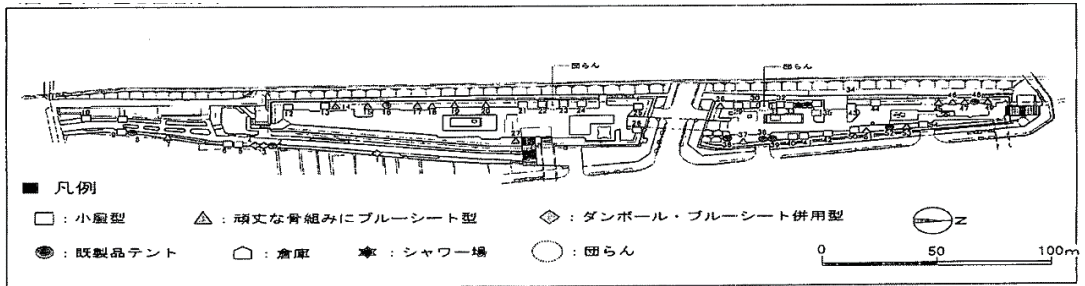


図7. 全ほか 2003：186 より引用

コミュニティー・オーガニゼーションと自治体「梁山泊」

活動の視野はその後、2000年7月に開催された沖縄サミットに東京から徒歩で向かい参加した「全国行脚」をきっかけに、同年11月にニューヨークで開催された「貧困者世界サミット」への参加、インド、フィリピンの占拠民訪問を経て、海外、とりわけアジアの貧困運動へと向けられていった。国内各地の野宿者との交流は以前から行ってきたが、私たちはとりわけスラムでの当事者コミュニティーの組織化手法 (Community Organization) への関心を深め、海外のNGO組織 (ACHR：居住権のためのアジア連合) から資金助成を受けたことをきっかけに当事者の経験交流を旨とする「ホームレス東アジア交流(EAE)」を実施した。これは日韓の野宿者相互派遣、日韓両国から香港への訪問、日本での参加国ワークショップを含む一連のプログラムからなっていた(詳細は、ホームレス東アジア交流実行委員会 2001)。取り組みののち、実行委員の中心メンバーであった湯浅誠は、プロジェクトのインパクトと意義を以下のように要約している。

EAE終了後、渋谷では宮下公園を中心にコミュニティー形成の動きが加速的に強まり、「真に当事者主体の運動」を実現するためのさまざまな試みが始まった。支援者の旗振りの後を仲間が訳もわからず付いてくる。支援者が仲間の利益を「承知した」と自称し、仲間の利益を代弁する。——そんな運動はもう終わりにしたい。そんなものよりも、仲間たちが仲間同士のつながりの中でそれぞれの個性と力を見出し、発揮させるその力の方が、もっとずっとより豊かなものを実現できる。支援者は、その仲間のイニシアチブの後にわが身を置いて、自分のできる「支援」を考える。(のじれん 2001『ピカピカのうち』13-14：3)

折からの野宿者急増を受け、宮下公園および美竹公園(隣接する東京都児童会館前を含む) はすでに、渋谷駅周辺地域において野宿生活を余儀なくされていた者たちの定住拠点となっていた。EAEに参加し帰国した「住民リーダー」らを中心に宮下公園居住者の一部が結束を深め、2001年4月に宮下公園自治会「梁山泊」が結成された。リーダーは「〔公園内に住む野宿者〕49人中13人が活動に参加しているのが現状。1/3の活動参加がコミュニティー成立にあたってのひとつの目安」(2001年8月22日「山梨ワークショップ議事録」)と述べていたが、9月にはのじれんの協力のもと、自治会は当事者によるコミュニティー調査を実施(全ほか 2003参照)、10月には発足式を開いている。支援者はファシリテーターに徹し、当事者中心の水平的な意見交換を行うワークショップ手法を用いて、コミュニティーの熱気は高まり、梁山泊は驚くほど矢継ぎ早に様々な共同生活の創意工夫を重ねていった。

梁山泊は、のじれんの共同炊事とは別に、独自でフードバンクに団体登録して食材の提供を受け、共同炊事を行うようになった。自治会には食事用テーブルのほか、物資倉庫、集会場、汲み置きポンプ式のシャワーや洗濯機があり、二台あったジェネレーターで動かすことができた。また郵便ポストを設置して、梁山泊宛の郵便を受け取っていた。

郵便ポストは、公園のベンチに数字を振って郵便物を届けさせたイギリスでの実践にならったもので、テントの電化は、東アジア交流を通じて知り合った名古屋のテント村の仲間の実践例(廃品回収したカーバッテリーをつかった電化)、また韓国の自治組織統一村の取り組み(電線から直接配線し、電力会社と交渉して「不法占拠」バラックにメーターをつけさせた)に触発されたものであった。電化の試みは、代々木公園のコミュニティーにもすぐに広がっていった。

2001セービング・プロジェクトの案内

セービングノート（預金通帳）をつくって、貯蓄を始めよう！

アルミ缶回収などで得られた収入を、計画的に使っていきたいという仲間は多いと思う。でも野宿生活で現金を持ち歩くのは不安だし、銀行口座を持ちたいのはやまやまだが、最近は銀行口座を開設するにも、身分証の提示が必要だったり、面倒な手続きが多い。

お金を貯めて、なにか自分の目的のために使いたいと思っている仲間でも、現金を持っていると、ついつい飲み代などに消えてしまいがちだ。せっかくアルミ缶回収でもうけても、それではなかなか自分たちの生活の向上にもつながらない。セービングをきっかけに、お金の使い方を考えていこう。セービングはもちろんカンパではないから、自分が使わない限り、残高が減ることはないし、預けた額の中から必要にしたがって、いつでもおろすことができる。預金残高や、使った金額は、セービングノートで常にチェックできるから安心だ。

セービング希望者には、このようなセービングノートを発行します。

日付	セービング金額	払い戻し金額	残高	備考	領収印

図8. 宮下公園梁山泊セービング・プロジェクトの案内文（抜粋）

日々の食事を共にするのみならず、アルミ缶集めやフリーマーケット、弁当販売、建設現場・引越し手伝い等々の日払い仕事を共同体として請け負い、テレビ番組で取り上げられた後には、庭の整備や草取りリフォーム、左官、塗装仕事の紹介を受けることもあった。

また銀行口座の開設がままならない野宿の仲間たちは、フィリピンでのマイクロファイナンスの実践に倣い、就業を通じて手にした資金の一部をセービング共同組合「あすなろ基金」をつくって貯蓄していた（図8ただし、貸付には至らず）。

公園内のトイレに「野宿者狩り」を呼びかける落書きが書かれたときには、「宮下公園クリーンアップ大作戦」と題して大々的に自主清掃・塗装の取り組みを行った。梁山泊自治会がのじれんと共同で行ったこの自主清掃活動は話題を呼び、新聞報道でも好意的に取り上げられた（朝日新聞2011年11月13日記事「野宿生活、自主清掃 渋谷・宮下公園」）

このほか、月一回の映画上映、実現には至らなかったが、太陽光発電や風呂設置、公園内に堆肥置き場を作って、将来的に売ろうという構想もあった。多

摩川河川敷の土地に野菜を植え、すでに共同炊事の食材をいくばくか収穫できるまでになっていた。

共同体に属する当事者たちの主な収入源は廃棄アルミ缶の回収であった。当時、東京西部圏ではほとんどまだ見られなかった空き缶拾いは、2000年に宮下公園で開催した第2回夏まつりで、のじれんが連れてきた回収業者が「路上に一円が落ちている」と表現して以来、アルミ缶置き場を確保できる定住層を中心に普及していった。2001年6～9月当時の記録を見ると、宮下公園からは通算14名が回収作業に参加（代々木公園からは通算30名）、個人ごとの回収量には当然ながらかなりばらつきがあったが、当初隔週で行われていた業者回収一回当たりの平均重量は宮下公園が138.3kg、キロあたり85円換算で1万2千円弱の収入を得ていたことになる（のじれん調べ）。その後2005年8月には、週一回のアルミ缶回収に平均10名が参加、全員で一回平均761.5kg（当時1キロ85円換算で6万5千円弱）と、一人当たりの回収量は数年で飛躍的に増えた。ちなみに同年6月時点では、宮下公園内に居住者107名、98梁のテントが存在したうち、17名が梁山泊メンバーであり、8月17日の

梁山泊共同炊事では41名分を配食している（梁山泊調べ）。

災害ユートピアと公的福祉の不在

こうした野宿者コミュニティの実態はいわゆる「災害ユートピア」の一例とみなすことができるかもしれない。だが私は上記の経験を決して理想郷として回顧しようとしているのではない。そこには書き切れないような種々の生活上の問題や諍いもあり、当事者同士の上下関係、支援者への遠慮のような支援者からは見えにくい側面も多々あった。「先住者」である鼠が食材を齧りに来たり、ゴキブリやなめくじは当たり前、ブルーシート一枚で外気と接するものももちろん理想からは程遠い居住環境である。自治会を支援団体と勘違いして昼夜問わず助けを求めに来る人がいる、誰それは顔をあわせても挨拶をせず不愛想だなどの些事についてみんなで議事録をとって議論していた。それはまごう方なく近隣共同体だった。「梁山泊」とはもちろん無法者たちが集った水滸伝の組織になぞらえた名称で、コミュニティには空手の師範代、柔道の黒帯、元暴力団員といった強面から、大工、トビ、調理長、農家の息子、元郵便局員、元会社経営者、漫画家、無類の映画好き、シケモク拾いの名人、病者・障害者などが集った。特殊な人々だったというのではない。むしろ階層分化や過度な凝離^{セグリゲーション}が進む以前の都市共同体では日常的に出くわしたはずの、普通の、しかし雑多な人々である。ほかでは概して敬遠されるような人も、ほかに行き場をもたない者の集まりの中に許され、居場所を得ていた。上述した記録は、行政による福祉的な支援を受けることができなかった人々が、困難な生存環境を共同で生き抜こうとした自活の試みのわずかな部分である。

共同炊事を行い、皆でテントを建て、電気器具や衛生上必要な設備、インフラを整備する。いずれも被災地の避難所であれ難民キャンプであれ、救難キャンプとしてはむしろありふれた必要な営みだろう。野宿者（「ホームレス」）とは「独特の人生観と哲学をお持ちの方々」（1995年10月青島都知事（当時）発言）であり、特別な「自立支援」が必要だという先入見と蔑み、そして自然災害避難者には法的に「緊急避難」行為として許容される公共地におけるこれらの振舞いが、野宿者によってなされた場合にはすなわち不法行為になるという決めつけが、これらの実践を意外に思わせているだけである。

共同体の営みは、いずれも公共地のスクウォッシングに基づく生生活動であった。一定の広さの

土地を占拠しないことには、人は生きられない。当時は野宿者による生活保護申請がまだ窓口で拒否されており、支援者による同席までが窓口職員によって頑なに拒絶されていた。

私たちは繰り返し福祉課に申し入れをした。生活保護申請を受け付けるように。「敬老無料入浴デー」の利用が区民に限られ、登録証提示が義務付けられたことで、野宿者の利用ができなくなったときには、区役所地下駐車場にあった福祉利用者用のシャワーを使わせてくれるよう何度も交渉したが受け入れられなかった¹⁰。私たちは街頭で募金を募る「フロ券行動」もやったが、公園に無料の冷水シャワー設備がつくられたのはこうした公的福祉の不在があったからだ。

生活保護以外に、入居可能な公的施設もあったが、一般就労可能な健康状態であることが条件で、それらは野宿者による生活保護申請を妨げる前払いのようにさえ機能していた。東京都では全国に先駆けて、自立支援センターが当時すでに設置されており、緊急一時保護所でのアセスメントを経て就労自立を前提とした入所が可能であった。しかし、一時保護は利用期間が一个月（最長二か月）で、アセスメントの結果「タイプIV：社会とのかかわりを望まない層」と分類されれば、第二ステップには進むことができず、その後の自立支援センターも原則二か月（最長四か月）以内に仕事を見つけれなかったり、飲酒制限、18時門限など規則の違反があれば退所（タイプIVに分類！）、しかも就職支援といっても、センターに現住所を置けるものの、自分でハローワークに行って探してこいというもので、当事者にはすこぶる評判が悪かった。ハローワークには路上からでも通え、住所を置けるメリットがあっても、警備会社などにはすぐに自立支援センターの住所が「ホームレスの寮」であるとバレて敬遠されるというのがもっぱらの噂だった。

野宿者にはそもそも働いている人がたくさんいる。新聞の求人広告等で探して引越しバイトなどに従事する人、テキヤ、拾い（雑誌集め、また渋谷では少なかったがパタヤ稼業）、ナラビ（ダフ屋の下請け）、空き缶回収など。イチョウ並木が色づく季節には銀杏を収穫して卸す人もいた。

国の実態調査でも7割の野宿者が仕事を持っていた（厚生労働省 2007）。それゆえ、アルミ缶回収等仕事で定着した宮下公園では、自立支援センターに行くとき空き缶を置くスペースがないから日銭がなくなる、公園には戻らないと誓約させられるから、就職に失敗したときのデメリットの方が大きいなどと

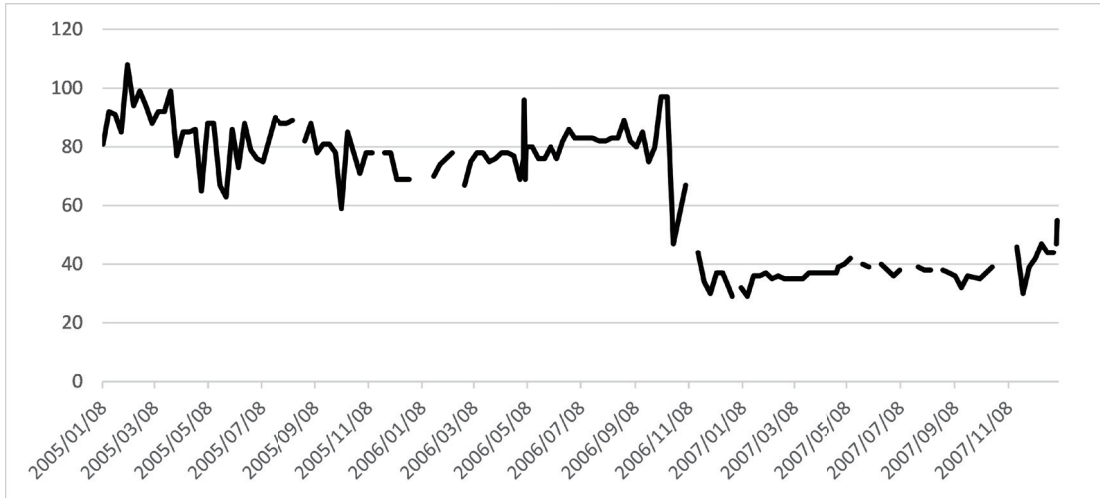


図9. 宮下公園野宿者数の推移（のじれん調べ）

判断する者が大半だった。8割方の野宿者はセンターの存在を知っていたが、利用率は2割を切っていた。試してみて失敗して戻ってきた人ももちろんいた。選別を経て就労可能層のみが入所する自立支援センターの「就労自立」率は5割程度、しかし半年後にはその半分が再野宿化しており、当事者の判断には確かな裏付けがあった（Kimura 2010: 7f.）。

公的な支援が得られないなか、路上の困窮者は増え、宮下公園のテントは2002年には100軒を超えた。しかしこのような困難な状況に置かれながら、日本の野宿者は海外のスクワッティング運動のように空家など私領域を占拠するのではなく、災害時避難場所に指定された都市公園の一部を占用するにとどまっていたのだから、きわめて遵法的であったとさえ言える。

「対策ある排除」と野宿生活の犯罪化

2002年に「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」が成立・施行された。この法律が制定されるまで日本には、軽犯罪法第一条にもとづく「浮浪者」（「生計の途がないのに、働く能力がありながら職業に就く意思を有せず、且つ、一定の住居を持たない者で諸方をうろついたもの」）ないし行政実務上の「住所不定」者は存在しても、「ホームレス」（「都市公園、河川、道路、駅舎その他の施設を故なく起居の場所とし、日常生活を営んでいる者」）は法律上は存在せず、公式の統計もなかった¹¹⁾。

94年、96年の新宿西口における大規模な野宿者排除によって象徴される「対策なき排除」と支援者逮捕、無罪判決（1997年3月6日東京地裁判決）を経て、

東京都福祉局は1997年10月13日「強制排除は行わない」旨を当事者に確約し、「暫定的自立支援事業」の街頭相談を行った。しかしその後この東京都の自立支援スキーム（就労自立型）をモデルとして法整備が進められた結果、全国的に野宿者に対する行政の姿勢は、これ以降「対策」を伴う公園クリアランスの時代へと移行していくことになる。

宮下公園で空き缶集め等「都市雑業」に勤しんでいた野宿者たちが慨嘆したように、ワークファースト型のステップアップ自立支援事業には大きな限界があり、野宿者減にはつながらなかった。

野宿者の数をただ減らしたいのであれば、行政が行うべきことはある意味でシンプルである。野宿者を差別せず、セイフティーネットによる最低保障を行うこと、とりわけ就労支援施策の前に、居住支援を充実させることである。公園に形成されていた自治会は、救難キャンプの一例だと先に述べた。福祉の不在があり、やむを得ぬ一時的・代替的な避難所の性格をもっていたからこそ、2004年以降東京都が打ち出した地域生活移行支援事業によって、居住支援が具体化されたとき、公園居住者は半減していくことになる。

2004年、東京都は、大規模公園の定住野宿者層を対象に、月額家賃3千円の民間住宅を割り当て、清掃仕事など臨時的就労を提供する支援事業を開始した。6月新宿区内の公園で先行実施し、421名が利用、野宿生活からの脱却をした。2005年には代々木公園、2006年には宮下公園内居住者にも事業は適用され、多くの野宿者が「3千円アパート」へと移っていった。宮下公園を含む第二期事業（2006～7年度、

墨田川流域、江東区立館川河川敷公園、渋谷区立宮下公園、中野区立椀山公園が対象)の利用者は755名に上った。宮下公園内には、2006年10月7日・14日に97名の野宿者が確認されていたが、12月27日には29名へと減少している(図9)。

地域生活移行支援事業は、従来の施設が就労自立先行型(ワークファースト型)であったのに対し、まず住居を確保するハウジングファースト型の支援の試みであった点で画期的であったが、大規模公園に居留する定住層のみを対象とした点、公園への新規・再流入を規制したこと(退去者には戻らない旨の誓約書を書かせ、テント跡地には規制線を張るなどした)、当初借地借家法による居住権の保護が適用されない2年間の時限的措置であったことから¹²⁾、「公園適正化」(ホームレス法第11条)という名の排除が主眼ではないかとの批判も強かった。

実際に、石原都政は2004年、この施策の導入と時を同じくして、都立公園条例を改正して、立ち退き条項の法制化を検討し、条例第24条に規定違反行為の中止と知事による退去命令を根拠づけた。都庁の眼下、野宿者が集住していた新宿区立新宿中央公園では、同年5月には、24時間警備が開始されており、2013年より公園管理を民間委託(指定管理者制度)、以降は、野宿者による宿泊および新規流入を厳に取り締まっている。

また野宿者の減少が喧伝された2016年、厚生労働省実施の「ホームレスの実態に関する全国調査」の結果詳細を見ると、寝ている場所が「決まっていない」とする者の割合は、2003年調査以来増加し22.5%(2003年は12.8%)、また小屋常設者が減った一方で(2003年時54.4%から2016年は34.3%)、上記施策の対象外とされた、非定住者層の割合が年々増加していることがわかる(厚生労働省 2017: 3-6)。

5. 共有財の私有化と共同性の剥奪

空の占拠と眺望の収奪

さて宮下公園の事例に見たように、渋谷の巨大資本によるジェントリフィケーションの特徴として、高額地価ゆえの立体化・高層化がもたらす別の効果もまた見逃すことができない。久々に渋谷を訪れた人が、駅を降りて気付かされるのは、「空がなくなっている」ことかもしれない。駅周辺の上空のパースペクティブがこの1～2年の間に激変し、地上から見上げた空の面積が実に狭く切り取られているので

ある。大地に加え、空という公共財が知らぬ間に私有されている。自然環境を含めた景観が劇的に、かつ階級的に再編されつつある。

2012年に開業した渋谷ヒカリエと同じ高さの渋谷ストリーム(地上35階180m)は2018年9月オープン済み、加えて駅周辺には、地上47階229.7mの渋谷スクランブルスクエアが2019年秋に一部開業予定であり、すでにその威容があらわになっている。「環境浄化」「景観」を重視して野宿者を庁舎から追い出して植栽工事を進めてきた行政が、資本によるこうした景観の収奪には寛容である。私有の拡張によって空という手つかずの自然を、地上に住まう我々の視界から遮断し、それを眺め享受することが妨げられる。人々は新たに建てられた建造物の屋上に設けられる展望台「渋谷スカイ」からの眺望を恭しく拝受し、その足でシャワー効果よろしく階下での消費へと促されることになるのだろう。

空を占有し眺望を収奪した高層ビルに、サイバー空間を牛耳るグーグル社の日本法人がオフィスを構えることになっているのは象徴的だろう。スクランブルスクエアのうち商業店舗・ホテルを除く全フロア14～35階を同法人が占める予定であるという。そもそもグーグル社は2001年来、2010年に六本木ヒルズに移転するまでは、近隣のセルリアンタワー東急にアジア初のオフィスを構えていたのであり、渋谷には今回十年振りに帰還する形になる。あらゆる知のオープン化と共有を謳うプラットフォームによって、ローカルな地が占有されるとは皮肉ではないか。ここに何を読み解くか。

外部性の市場化と所有者責任社会

グーグル社がその広大な本社オフィスを構えるアメリカ、シリコンバレーには、一昨年アップル本社ビル(Apple Park)が登場し、その地価は歴史的な高騰を見せている。もともとは若い起業家たちが成功を企図してガレージで作業を始めたような地域が、彼らの成功を通じてテクノロジー産業の牙城となり、今や賃料の騰貴によって、学生や有職者の野宿生活者や車上生活者が増えているという。このような事態はジェントリフィケーションのまさに典型例と言ってよいだろう。今般Googleが復帰する渋谷は、渋い谷(ビターバレー)をもじって、ビットバレーと銘打ち、日本のシリコンバレーを目指すという。それで誰が得をするのか。起業家? 資本? 消費者? 行政府? 新住民? 各々に検討の余地があるが、ここでは環境としての公共財が有する外部経済の性格と不動産の地代に注目してみよう。

共有財の特徴を経済学に倣って非排除性と非競合性にみるとして、路上に生きる存在を犯罪化し排除しようという勢力はしかし、公共地の適切な使用の在り方をめぐる原則を争点化したりはしない。公園での野宿は、公共地の非競合性を害するゆえにその占有的使用(占有)に問題があるのだというような議論がなされるとすれば、そうした論点はひとえに共有財を利用する優先順位の問題に行き着くだろう。共有財の不平等な分配は、最も不遇な者の利益を最大化する場合には許容するのが義務論的リベラリズムの原則である(格差原理)。これは、公園に災害時避難所や被災者支援住宅が建設されるときには敢えて問題にならず自明視されている(公営住宅の件数は希望者増にもかかわらず、2005年をピークに減少しているが、東日本大震災にかかる災害公営住宅の整備のため2014年から微増に転じている)。

都市開発において目論まれているのは畢竟、公共地の公共性の回復ではなく、公共地の私有化による廃棄ではないか。

そこで優先されているのは、実際には、公共地の大規模な私有化(排他的所有)によって、公共地という外部性を、市場の内部に組み込み直す所有化の過程である。

有料施設化することによって、共有財の非排除性は損なわれるが、周辺居住者(土地持ち階層)にとっては、負の外部性が正に転じることで得られる地代利得のほうが優に大きい。ジェントリフィケーションは行政窓口にいる職員の悪意によって成立しているのではない。黒幕はこうした現代の都市型資本の機序にある¹³⁾。

児童相談所の建設にさえ頑なに反対する都心のニューカマー住民たちは¹⁴⁾、野宿者による公園での炊き出し利用についても当然反対をする(青山パークタワー¹⁵⁾管理組合「美竹公園の野宿者について(再要望2017年7月3日)」)。彼らに言わせれば、野宿者が公園で炊き出しをすれば、彼らの財産目録の価値が目減りするのである。他方で駅前にグーグルブランドが誘致されれば勿論、彼らの所有資産も格上げというわけである。

都市の余白は、都市公園が広域避難所としての役割を負うように、防災の観点からも必要なのだが、避難者は、ホームレス法が定めるように自然災害被災者という「故ある者」とホームレスという「故なき者」に仕分けされている。

ホームレス法にいう「ホームレス」とは「都市公園、河川、道路、駅舎その他の施設を故なく起居の場所とし、日常生活を営んでいる者をいう」(傍点は引

用者)。この表現をめぐっては、当時法案を審議した衆議院厚生労働委員会の記録が残っており、与党自民党の長勢甚遠議員(厚生委員長、のちの法相)が次のように答弁している。

「故なく起居の場所とし、」と規定いたしましたのは、災害等により住居を失い、公園等に設置された仮設住宅に身を寄せておられるような正当な理由により公共的施設を起居の場所として利用している方が含まれないようにするためであります(衆議院事務局 2002: 29)。

2011年大震災の直後、各地の学校や公民館で被災者の受け入れが進む傍らで、渋谷区では6月、美竹公園、区役所地下駐車場、区役所前公衆トイレが一斉に封鎖され、7月には美竹公園で、野宿者たちが居住するテントを対象とした行政代執行が行われた。

自然災害の被災者とは対照的に、多く失業という社会・経済的災害を契機に野宿生活を余儀なくされた者たちは、共有財にただ乗りする者(フリーライダー)として敵視されている。それゆえに「共有地の悲劇」を避ける方策として、国や自治体は公園の公共性を放擲してまで、私有による管理を粛々と進めるのである。

宮下公園でまさしく梁山泊自治会が活気づいていた頃、アメリカではブッシュ・ジュニアの新保守政権が「所有者責任社会(ownership society)」なる構想を掲げていた。年金や健康、教育の分野にわたって労働者、患者個人、家族による自己決定と自己コントロールを推奨し、公的扶助の縮小を狙うその企図は、日本ではいずれも小泉政権下で成立したホームレス自立支援法(2001)、障害者自立支援法(2004)などの「自立支援」法制によって実体化されていったと言えるだろう。2001年6月、小泉政権によって招集された経済財政諮問会議は、初の「骨太の方針」を決定、そのなかで、「自助と自律」をこともあろうに社会保障制度の基本理念として掲げた。「働く意欲と能力」のある野宿者および障害者の就労支援は、実際には、通常の職業安定所を窓口とし¹⁶⁾、「公園の適正化」(避難場所の剥奪)を伴いながら困窮者を雇用市場に投げ返すとともに、福祉サービスの応能負担を否定し、応益負担を強いた。自助努力が強調され、今般の生活保護費の段階的引き下げ(2018年から3年で国費160億円削減予定)を取りざたすまでもなく公的扶助は確信的に切り詰められている。

渋谷の現況が指し示しているのはつまり、改正さ

れた都市公園法に基づく公園単体の改造の問題などでは到底なく、新自由主義グローバリズムと「所有者責任社会」の理念によって牽引された大都市再開発のひとつの理想化されたモデルなのである。

野宿者が追い出された代わりに、誰が土地を占拠するのか。ジェントリファイしているのは誰なのか。留まることを禁じられた流浪の民が昼夜、不在の際に、都市の余白はまるで陣地取りのように埋められる。「寝場所」を離れたとき、そのあとを占領するのは往々にして、それ自体意思を明示しない無機物である。時にそれは衆人の目を眩ませ、「アート」を僭称する醜悪な構造物である。テントを除却した後に建てられるスポーツ施設や利便施設は、野宿者という「法外な」者たちを、より無害な者、馴致された者たちによって置き換えるための意匠である。それらは公共地を管理する意図にそぐわない占拠者たちを追い出し、場所を埋め、時には廃棄すること自体を目的としている。体を横たえる余地を都市から消去する。

繰り返すが、共有財の公開性(非排除性)を重視するがゆえに、ホームレスを不法化し、不法占拠者から公園を解放しているわけではない。野宿者の後には、花壇がおかれ、壁が置かれ、フェンスで囲まれ、利用料を課すことによって利用者を選別する閉鎖空間がその土地を占める。そうした外部性の統御を通じて、周辺不動産の地代が格上げされることが期待されているのである。

6. 共に生きる営みと「抵抗」

ふたたびホームレス法の「適正化」条項について。第11条条文には「公共の用に供する施設を管理する者は、当該施設をホームレスが起居の場所とすることによりその適正な利用が妨げられているときは、ホームレスの自立の支援等に関する施策との連携を図りつつ、法令の規定に基づき、当該施設の適正な利用を確保するために必要な措置をとるものとする」とある。「自立支援」施策が講じられていれば、公園適正化のための排除を許容するものと読める。適正化＝正常化(ノーマライゼーション)。この話はしかし、そもそも障害等を抱えた者たちが、隔離された地域や施設ではなく、健常者が当たり前前に生きる社会の中で共に暮らせるよう支援しようという理念を指していたはずである。その高邁な理念がここでは、多様な生の在り様を拒むための標語へとすり替えられている。適正な公園とはいったい何か。

オキュパイ・ウォールストリートの舞台となったズコッティ公園で、スラヴォイ・ジジェクは、「カフェイン抜きのコヒーやアルコール抜きのビール、脂肪分ゼロのアイスクリーム」が出回る社会が人々を腐敗に追い込むのだと、卓抜な比喩をもって、従順に馴致された異論抜きの社会に対する警告を発し、「コモنزの問題は健在である」と力強く述べた(『オキュパイ！ガゼット』編集部編 2012: 46)。

公共地の予想外の使用を許さない管理の思想が貫徹したとき、公共地はどのような姿をしているか想像してみよう。ストリートは規格化されたレーンがよい(“Stay in your lane!”——分をわきまえよ)。新宿の四号街路にいた野宿者を追い立てるために、青島都知事がつくった「動く歩道」であればなお良い。自動化されたレーンの上を人は決められた列と順序を乱すことなく従順に、一方向に、ベルトコンベヤーに載せられるように進んでいく。馴致された労働者。フォーディズム。規格外のものは締め出して、予想された範囲で、計画通りに、効率よく迅速に進むのがよい。公園も、人生も。

しかし他方で、雇用調整弁として流動することを迫られたプレカリアートたちは毎日決まった時間場所に勤務できる「職場」をもちえない。労働者の生の流動化を促すポスト・フォーディズム。

居留する場所を失い、食に事欠き、ほかに行くあてのない者たちが集う公園での共同炊事には、今日も規格外の生が集う。アル中の人、落ち着かない人、大声で喚く人、粗暴な人、厄介な人、「困ったちゃん」がぞろぞろやって来る。誰でもおいでと、路上だから公園だから受け入れる。私たちは管理者ではないから、規制する権限などそもそも手にしてはいない。代わりに手助けを請う。一緒にやろうよと誘う。俺はやんねえよ、やだよと距離を置かれることもあるが、それでもいい。距離を取ってその人たちも共にいる。時に酔っぱらって喚く人があれば、皆から離れたうでで付き添う。取り乱している人がいれば落ち着くまで話を聞く。一緒にいて他愛もない話を何時間もしているうちに、だんだんと平静を取り戻してくる。笑う。人前ではあんなに気を荒立てていたのに、ごめんねと謝ってきたり、泣いたりする。

作業に加われなくても食べられる。食事は共同作業の、労働の対価としての支払いではないから。報酬ではないから。一緒に作ると美味しいよと言う。施してはから一緒に作ろうと誘う。

多様な人を受け入れるには余裕がいる。予期せぬ出来事に対応するには、気持ちの余裕も時間も人手も必要だ。作業は増える。だからもっと多く

の人に助けを求める。

集合する価値、連帯して生きることの価値がここには見出されている。

公共地の私有化、すなわち「囲い込み」¹⁷⁾によって流動化した労働者を工場へと一堂に集めることによって資本は剰余価値、利潤をせしめてきた。しかしプレカリアートの生きる場からはこの種の共同性はもはや奪われている。仕事場でも住まいでも、近隣でも。

路上から生活保護が適用になってアパート入居を果たした仲間が最近こぼしていた。屋根はあるが寂しい、一人では落ち着けない。声を掛け合い、おせっかいをしあう、時には小銭やたばこや酒を融通しあい、世話になりあう関係が独居にはないからだという。

仲間と「隔離」されちゃう。毎日会って話していた人と会えなくなる。野宿しているときはほかの人のことも考えなきゃいけなかった。そういうのがいきなりなくなると。今の生活はあまり楽しめていない重い感じ。(48歳男性。2018年10月13日筆者聞き取り)。

「3千円アパート」事業の時には、「これはアパートへの排除だ」と批判した当事者がいた。「ホームレスに月3千円の住宅まで世話をしているのに〈排除〉だとは何事か」と人は思うかもしれない。そこで問われているのはしかし、共に生きることの価値だろう。この点は当たり前のようでいて、困窮者の福祉的な支援においては問題になることが少ない。2001年に訪れた韓国では路上の共同体ごと受け入れる「希望の家」があった。共同で仕事づくりをおこなう事業創造の取り組みがあった。

衣食住の生活条件からすれば、路上脱却できさえすれば、たとえば新たな住まいが、ネットカフェであろうと、ピンハネ施設であろうと、またアパートならなおさら野宿状態より当事者にとってマシだろうというパターンな温情がある。実際の当事者の意思はそれとは別のものを指していることがままある。

パターンな温情から路上の共同体を各地に点在するアパートや施設に分離入所させたとき、生じるのは、共同性からの疎隔である。たとえば家族集団等に疎まれても、なお人は寄り添いあうことを必要とする。都市に今欠落しているのはまともな住宅政策であるにちがいないが、加えて必要なのは共同性である。ただし後者は本来的に、国家によるサービスに期待すべきものではなく、自律

的に私たちが涵養するほかない。共に生きること。それは行政への狭義の要求運動とは異なる、私たち自身が取り組むべき課題である。

共に食事を作り、分かち合い、^{プロテスト}食べるということ。それほどラディカルで過激な抵抗には見えない、公園の暫時の占用にもとづくきわめて穏当な行動が提起しているのはしかし、一時的な自律空間(TAZ)の創出である。それは既存の公権力や社会秩序の在り方に対する代案を示している。

ここで、「生きさせろ」という主張がなぜ今日の日本で、抵抗運動たりうるのかを考えなければならない。プレカリアートが生き延びるための行為(公共地への緊急避難)が、他者危害(「迷惑」)の名において力づくで放棄させられている。国家の本質が二重のセキュリティ管理(安全保障と社会保障)であるとするならば、そもそも自己保存の権利を保障しない国家に従う道理などない。

「囲い込み」によってかつて小作農が職住の地を追われたとき、彼らは産業革命下の工場の扉を叩き、賃金労働者となり果てたが(資本の本源蓄積)、労働の規格化が進捗し雇用市場に耐え得なくなった者はどこに生きる余地を見出さうのだろうか。自立支援センターが「社会生活不適合」とレッテル張りした、規律訓練の「不適合」者は、流浪し、いまだ合法的な居所を失ったままである。囲い込みによって排斥された(enclosure=exclusion)持たざるものの行き場は、福祉施設ではなく、究極的には監獄施設への収容である。所有者責任社会は、市場の外部への避難者を管理するために「自助努力」を強調し、懲罰と収容を好む。規律訓練に適さず、労働市場の規格に沿わない者は、フォーディズムと都市への適応不全を「意思」の問題と断罪され、懲罰を受ける。「自立の意思」を欠いた、「独特の哲学」をもつ者として。

避難所としての公園を求めるのは、しかし流動することを強いられたプレカリアートにとどまらない。「屋根」を得たはずの生活保護受給者たちもまた、公園に束の間の居場所と〈共〉^{コモンズ}を求めて集う。ほかに行き場を失った者たちが、寄り添いあって生きることがなぜ抵抗になるのか。それは大都市公共地の階級的転換が、集合的な生を孤立化し、規格に収まらない生を「法外な」者として拒絶するからにほかならない。公園が施錠管理されることによって、公園利用者は不法侵入者・不退去者に転化し、また公共地の私有化は、路上に体を横たえるなけなしの余地をも避難者たちから収奪する。だからこそ私たちはそれに抗わなければならない。生きる

ことそのものを犯罪化しようとするすべての勢力に對して。

抵抗運動が抗議の対象となる問題の解消を希求するものであるかぎり、それが成功裏に到達点に達したとき、運動そのものも必然的に解消する定めにある。避難行為は永続的なものとしては理解できないし、そうあるべきでもない。しかし路上に限らず共同生活の場を確保し、共に生きる活動には終わりは無い。生きる営みが続く限り、共にあることへのニーズは解消しない。

注

- 1) 東京急行電鉄株式会社、東日本旅客鉄道株式会社、東京地下鉄株式会社、渋谷駅南街区事業推進者（東京急行電鉄株式会社）、道玄坂一丁目駅前地区市街地再開発準備組合（事業協力者：東急不動産株式会社）、渋谷駅桜丘口地区再開発準備組合（事業協力者：東急不動産株式会社）、渋谷ヒカリエ管理組合、渋谷駅街区土地区画整理事業施行者（東京急行電鉄株式会社、独立行政法人都市再生機構）、国土交通省東京国道事務所、東京都第二建設事務所、渋谷区から構成される協議会。2013年5月発足。
- 2) 以下本節の記述は、拙稿（木村 2017）に加筆修正を加えたものである。
- 3) 田中2017も参照。ただし、2017年4月7日渋谷区都市計画審議会会議録によれば、吉武成寛緑と水・公園課長は、敷地内で起居していた「約25名のホームレスの方」（いずれも一階敷地内で小屋掛けをしていた定住層）には前日までに声掛けを行い、シェルターやアパートへの入居をその日までに完了させていたが、園内に当日残された人々は、「ホームレスの支援団体と称する団体の方々」で、「これまでほかの場所で寝泊まりしていたながら」（当夜のみ園内で寝泊まりした流動層であったとの含意）と発言している。
- 4) その後（2017年6月）三井不動産は、渋谷区とこの土地の30年間の定期借地権契約を締結したが、設定賃料（227億5700万円）の算定根拠が、2015年時点にホテル部分を含めずに、またその後の地価上昇を踏まえずに行われた鑑定によるものであることが判明したため、現在、渋谷区区民らが損害賠償を求めて提訴している。
- 5) 渋谷区はこれに伴い、宮下公園を従来の児童公園（街区公園）区分から特殊公園へと種別変更することを計画している（街区公園は平坦地でなければならず、構造物を設置できない）。
- 6) 渋谷区とナイキジャパンとのネーミングライツおよび施設運営契約は2020年までの10年間に及ぶものであり、同社は当初の施設改修に4億5200万円を出費している。契約満期を待たずにもちあがった今回の再整備事業を受け、ナイキ社は区に「逸失利益の補償」を求める申入れ書を送っている。
- 7) 都市計画マスタープランとは、1992年の都市計画法改正によって、市町村自治体に義務付けられた都市計画に関する基本的な方針を指し、計画策定にあたっては地域住民の意見の反映が求められている。
- 8) 当時「渋谷・原宿 生命と権利をかちとる会（いのけん）」。1998年に「渋谷・野宿者の生活と居住権をかちとる自由連合（のじれん）」に発展解消、2010年に「渋谷・野宿者の生存と生活をかちとる自由連合（のじれん）」に名称変更。
- 9) 「渋谷区中心区域」は宮下公園居住者の数を含むが、2001年4月7日以前は内訳データなし。
- 10) このシャワー設備は、生活保護の医療単給を使って、野宿者が病院での診察を受けるにあたって「医者に不快感を与えないよ

うに」するため、1993年に、渋谷区が設置したものである。区は貯水槽に貯められる温水の水量がせいぜい四五人分と限られていたことから、通院と就労目的以外の利用は「厳しく限定」しており、野宿者数の急増や私たちの申し入れや抗議を受けてなお、設備の改善を長らく検討しなかった（のじれん、路上生活者問題連絡会宛「要望書」1999年5月17日および渋谷区6月2日付回答）。

- 11) ただし東京都ですでに先行して1997年から調査が実施されていた。
- 12) のちに再契約、裁判を経て、死亡者を除き、ほとんどの利用者に生活保護が適用されるに至った。
- 13) ネグリーハートによる以下の指摘はまさにこの事態を言い当てたものである。「不動産に詳しい今日のエコノミストたちは、都市のアパートや建物や土地の価格は、大きさや質の良し悪しといった、その土地財産固有の特性だけによって決まるのではなく、外部性によっても決まる（むしろこちらが主要な要因になることも多い）ことを、もちろん十分に承知している。（中略）これらのエコノミストたちの最大の関心事は、外部性が所有財産関係の領域の外にあり、そのため市場の論理や交換に抵抗を示すということだ。彼らの主張によれば、効率的な自由市場では、人々は合理的な意思決定を行うが、外部性が関与して社会的費用と私的費用が同じではなくなり、「市場の歪み」が生じると、市場の合理性は失われ、「市場の失敗」という結果に陥るといふ。ところが、とくに都市環境においては、不動産価格は主として外部性によって決まるというおかしなことが起きている。市場の失敗が常態になっているのだ。このため、生粋の正統派の新自由主義経済学者たちは、こうした状況を「合理化」し、〈共〉を民営化〔私有化〕することで〈共〉の取引を可能にし、市場のルールに従わせるための策略を考案することに精力を注いでいる」（2012：248）。
- 14) 朝日新聞2018年10月28日付記事「「南青山に兎相建設」ぶつかる賛否 住民だけが当事者か」参照。
- 15) 美竹公園北隣に立つ地上34階120mのタワーマンション。
- 16) ハローワークにおける特別支援は、その後2003年に東京都、大阪府、名古屋、横浜市など一部自治体にホームレス担当支援員が配備されるにとどまった。
- 17) 2018年3月24日に開催されたポスト・アーバニズム・プロジェクト研究会の席上における、結城翼氏の報告によれば、渋谷区で生じているこうした公共地の私有化の過程は、狭義のジェントリフィケーションとは区別された「開い込み」として理解すべきである（Yuki 2018）。

文献

- 『オキュパイ！ガゼット』編集部編（2012）『私たちは“99%”だ：ウォール街を占拠せよ』岩波書店
- 木村正人（2013）「共有地の喪失に晒されて：渋谷の過去・現在・これからのこと」のじれん『ピカピカのうち』50：4-8
- Kimura, Masato（2014）”Roofs or Jobs First?: On the Poor and Homeless People in Tokyo.”, A. Tokuyasu, M.Kobayashi, M.Mori (ed.) *Life Course and Life Style in Comparison*, 83-98
- 木村正人（2015）「ストリート・デモクラシーへ：代議制の危機と社会運動の役割」のじれん『ピカピカのうち』56、8-14
- 木村正人（2017）「炊き出しホテルか：多様性拒む公園封鎖」市民の意見30の会・東京『市民の意見』164、20-21
- 厚生労働省（2007）『ホームレスの実態に関する全国調査報告書』
- 厚生労働省（2017）『ホームレスの実態に関する全国調査（生活実態調査）の結果（詳細版）』

- 渋谷区(2000)「渋谷区都市計画マスタープラン」
- 渋谷区(2007)「渋谷駅中心地区まちづくりガイドライン2007」
- 渋谷区(2008)「渋谷駅街区基盤整備方針」
- 渋谷区(2013)「渋谷駅中心地区基盤整備都市計画変更のあらまし」
- 渋谷・野宿者の生存と生活をかちとる自由連合(のじれん)(1998-2010)『ピカピカのうち』1-40
- 渋谷・野宿者の生活と居住権をかちとる自由連合(のじれん)(2010-2018)『ピカピカのうち』41-60
- 渋谷・原宿 生命と権利をかちとる会(いのけん)(1993-1998)『いのけん通信』2-18
- 衆議院事務局(2002)「第百五十四回国会衆議院厚生労働委員会議録第25号」財務省印刷局、1-36
- 全泓奎・大原一興・小滝一正(2003)「ホームレスコミュニティの共生型居住に関する研究：渋谷区宮下公園における当事者参加型調査を中心として」『日本建築学会計画系論文集』565、183-191
- 田中龍作(2017)田中龍作ジャーナル「宮下公園に商業ビル建設 渋谷区が警察大量投入し強制封鎖」<http://tanakaryusaku.jp/2017/03/00015582>(2019年1月18日閲覧)
- 東京都(2006)「10年後の東京」
- 東京都政策企画局(2011)「アジアヘッドクォーター特区」https://www.seisakukikaku.metro.tokyo.jp/invest_tokyo/japanese/invest-tokyo/ahq.html(2019年1月18日閲覧)
- ネグリ、アントニオ、マイケル・ハート『コモンウェルス(上)：〈帝国〉を超える革命論』NHKブックス
- ホームレス東アジア交流日本側実行委員会(2001)『ホームレス東アジア交流：路上からアジアへ、アジアから路上の明日へ』
- Yuki, Tsubasa (2018)“Gentrification in Tokyo: Cases from San’ya and Shibuya,” ポストアーバンイズム研究会主催カンファレンス“Planetary Gentrification in the East Asian Context: Theory and Case Studies,” held at Tokyo University, on 24 March 2018